

第6部 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1章 災害予防計画

関係機関は、それぞれの組織をとおして相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するためには必要な予防対策を実施する。



1 市、網走地区消防組合網走消防署

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の策定、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員・消防団員の非常召集方法、消防部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して、実践的な消火、救助、救出等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度 70%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速が 14m/s 以上のときに、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市、網走地区消防組合網走消防署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第2章 災害応急対策

自助 ○ **共助** **□** **公助** ○

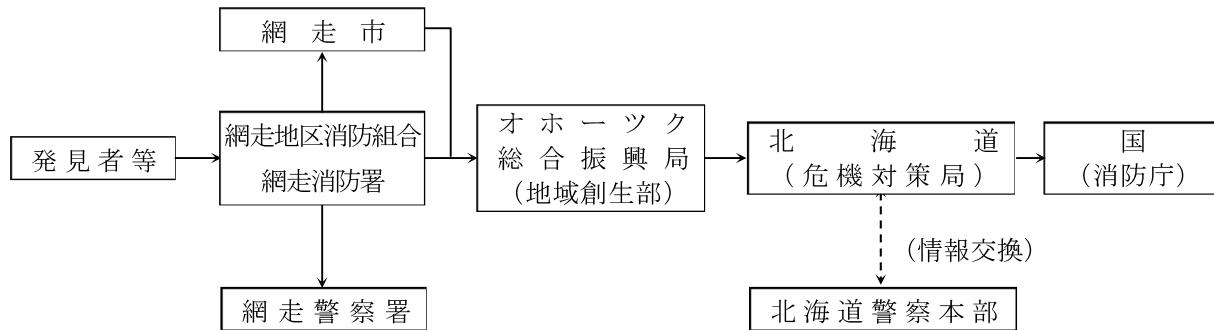
1 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりである。

- ・ 大規模な火事災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、基本編 第6部 第3章「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、大規模な火事災害が発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模な火事災害が発生時、必要に応じ基本編 第5部 第10章「消防計画」第2節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

網走地区消防組合網走消防署は、基本編 第5部 第10章「消防計画」に定めるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら、活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、住民等が初期消火活動を実施する場合は安全に十分配慮し、住民等に危険が及ばない範囲で活動する。

5 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、基本編 第6部 第4章「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、基本編 第6部 第9章「救助・救出計画」及び基本編 第6部 第10章「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助・救出及び医療救護活動を実施する。

また、市及び関係機関は、基本編 第6部 第26章「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、基本編 第6部 第13章「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、基本編 第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

9 広域応援

市、北海道及び網走地区消防組合網走消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第3章 災害復旧



大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、災害復旧・復興計画編 第1部「災害復旧計画」及び災害復旧・復興計画編 第2部「被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。